

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。



地券請求詞訟一件書

原告之部

経済学部
研究室
5
1226



38511

八千九十二号

秋洲

明治八年十二月四日

地券請求之訴

大坂府下才大區十二小區
備後町二丁目十二番地寄附
京祿四年氏

原告代言人 大藤高敏

大坂府才一大區十六小區

備後町二丁目土番地寄留

京都府平民

原告人 大 藤 高 敏

地券請求之訴

堺縣才三大區四小區

河内國交野郡

穗 谷 村

尊延寺村

被告 杉村

藤坂村

長尾村

一山壹ヶ所 但別紙圖面有之

此高拾七石六斗五升

貢米八石八斗二升五合

右證據物

一明治七年堺縣廳管濟目錄

一明治辰年河内縣免狀

一寶曆三年旧地頭免狀

ノ

右原告代言人大藤高敏奉申上候別紙
圖面山地ハ古来ヨリ原告津田村高内
所有山ニ有之然ルニ被告村ニ於テ

ハ所有山無之ヨリ右山小作請ニ致シ
有之公租ハ津田村へ地主タルヲ以テ
年々免收皆済目錄ノ通上致シ来候
然ルニ明治五年地券即發行ノ節從然
村ニ手寄ノ地前頭小作請ニ有之ヲ其
區分ヲ以テ各地主ノ躰裁ト存ク右村
ノ地券即下渡相成候故其後被告村
ノ追及及坵合候ハ其彼是申張候故

如此躰裁ニテハ往々所有ノ權利消滅
スル勢ニ立至リ誠ニ以痛歎ノ至ニ存
候仍之右村ノヨリ地券返還シ原告津
田村一手ニ地券持受相成所有ノ權利
確立致シ候様即裁断奉願候也

明治八年十二月四日 右

大藤 高敏

和泉国芥太區示區

塚車ノ町

代書人 寺嶋植造

前書之儀私共ヨリ御願申上候旨之由
不辨古ニ付大藤高敏一代言相頼候然
ル上ハ右大藤高敏ヨリ申上候事柄並
御請申上候事柄共後日ニ至リ私共ヨ
リ異議申上間敷為後証與印仕候

堺縣第三大區四小區

河内国交野郡津田村

惣代

森井彦二郎

同断

明治八年十二月四日

前川近三郎

同断

山下政太

但村中人民一同連署ノ上三名惣代

委任仕候即委任状ハ別冊有之供披
閱候事

堺縣

参事兼七等判事

吉田 豊文 殿

如斯許出ル条和解
ニ至ラサレハ来ル

十二日午前未九時
答書持参可致モノ
也

明治八年十一月日

堺縣 二廳

徳谷村

外四ヶ村

千九十二号
西戎秋刈殿

證批物

寶曆三酉年田地頭免收

同四戌年同断

一高拾七石六斗五升

山役

此取米八石八斗貳升五合

但前後畧之

明治二巳年辰割付河内縣ヨリ下付

一米八石八斗貳升五合 山役

但前後略之

明治七年租税皆齊帳郡縣ヨリ下付
一米八石八斗貳升五合 山役

但前役略之

辨述書

地券請之訴ニ付被告人答申書ニ付
テ再答致シ候

第一条 津田村ハ山ノ所有者ニテ公
ニ對シ地租ノ義務ヲ尽シ檢地帖ニ
代ル地並帖ニハ現ニ山ヲ掲載シ決
シテ分括所有アラサルハ是等ヲ以
テ大ニ証明スルニ足レリ故ニ津田

村人民ノ共有物タル録ヲ容レサル
欠ニテ此原由アルヲ以テ古来ヨリ
年々免状皆済目録等替々今ニ履行
シタリ是則今般談訴ヲ起シ地券ヲ
請承スルノ道理アル所以ナリ

弟二条 被告人ハ一般普通ノ例ヲ以
テ云々斯ノ説ニ到テハ一ヲ知テ未
タ其二ヲ知ラサル者ナリト云ハシ

何トナレハ

一ニハ甲村ハ高何百石ニテ何町何
反何畝ノ田地アリ之ヲ甲村所屬ト
云或ハ細何村領ト云ヘリ西村人民
ノ所有スルアリ是ヲ出作所有トス
然リト雖モ此各人所有ヲ區別スル
モノ官民ノ約束書即換地帖ニ於テ
明カナリ

二ニハ山或ハ沢池等アリ甲村ノ所
属ニテ別區所有ヲ有可スシテ甲村
人民ノ共有物トス此場合ニテハ甲
村ハ所属ト所有トノ両權ヲ有スル
モノナリ之ヲ他ニ貸与ヘタル代ハ
其者ハ甲村ノ小作人トス

弟三条 被告人ニ在テハ弟二条中弟
一ノ説ヲ立テ其村存ノ地ヲ其村ニ

テ所有スル者アリ他村ノ者所有ス
ルモノアリト云テ未タ弟二ノ説ニ
至ラス乍併此第一ノ説ニ付テモ各
人所有ヲ証スルニハ従来自ラ法ア
リ証アリ抑我國古昔ハ措キ旧幕府
頃ニハ人民土地所有ヲ區別確定シ
タルモノハ檢地帳ナリ仍テ此檢地
帖ノ名員主ヨリ之ヲ甲ニ傳ヘ乙ニ讓

リ西ニ与テ皆其賣買授受ノ証ナケ
レハ所有ノ権利ナシ又高何石何斗
ト換地帖ニ記載シタルモノ隈ニ分
括ヲナサシメス又高ヲ分ツニ到テ
ハ格別ノ事由アリテ其間犯アラサ
ルハナシ仍テ村方庄屋ニテハ名寄
帳ノ名前ヲ改メ授受シタルモノハ
権利ヲ保護シ所有ニ害ナカラシム

是等一切ノ手續ナク土地ヲ耕シ山
林ニ立入ルモノアリ之ヲ小作トス
右等ヲ以テ詠許ニ照スニ被告ニ旅
テハ一モ其手続ナキモノナレハ無
論小作人ニ非ラスヤ其小作ノ年度
経過シタルヲ口実トシ所屬所有ノ
両権ヲ有セントス豈得ヘケンヤ
第四條 明治四年ノ約定アル云々一

村人氏ノ承諾ヲ經サル儀ニ有之ハ
仮令戸長ト約定シタルソ共決シテ
其數ナシ又其時約定ノ明確ナラ可
ルニ於テマ

弟五條 小作トシタル証ナケレハ小
作トノ説ハ想像ナリト云々小作証
ノアルトアラオルト裁分カ多ク原
告ニ於テハアラ可ルモノ多ト保証

セシ是縣廳ヨリ公布小作証書取
置可申云ノ
アリタルヲ以テ証スルナリ

其小作書ノアラ可ルモノ皆所有ノ
権ナキヤ推テ知ル可シ是所謂小作
証書ハ作徳米ヲ受取為ノニシテ所
有ノ権ニ關係セサルナリ果シテ然
レハ津田村ハ第一條第二條等ノ道
理ニ依リ所有所属ノ兩權ヲ有スル

モノナレハ別ニ証ヲホムルニ及ハ
可ルナリ仍テ此例外ニ被告持ニ所
有ナリト云ハ其所有ノ証ヲ立入
シ

第六條 右山ハ往古ヨリ所有立合テ
リ中古沿革ニ依テ別區所有トナル
云々果シテ然ラハ前條々ノ手筈ハ
如何ナルヤ其証ヲ立ヘシ又沿革ニ

依テ所有トハ如何様ナルヤ又長
尾村中古五ヶ村ト曰一ノ権ヲ有ス
ルノ其年度亦其権ヲ有シタル順序
ハ如何ナリヤ其説ヲ聞ン

右被告答年書並ニ論年書陳述書等一
々年駁仕候ハ却テ猥雜ニ候ヘハコ
ノ上申書ヲ以テ寫ト御推察ノ上被告
人ヨリ証明致シ候上公平ノ御裁判奉

願候也

明治八年十二月十日 大坂府大區十六區備後町

一丁目第十一番地寄留

京都府平民

大藤高敏

堺縣参事兼七等判事

吉田豊文殿

被告明辨書論辨書ニ答フ

第一章 祖ノ人ニ取ラス地ニ取ルモ

ノ也故ニ公ヨリハ直ニ其地ニ就テ

之ヲ出サシム云々又津田村ハ順序

役義ニテ公祖ヲ收ムル云々之事

凡順序ト所有トハ大ニ差異アリ所有

者ハ必ス官ニ對シタル証ト其賣買授

受ノ証ト

原告年述書ニ於テ
先般之ヲ述セリナクシハ

眞正ノ所有ニアラズ也然レ今爰ニ
一歩ヲ退ケ津田村ハ順序役義ニテ公
ニ租ヲ收ムルモノト見做ハ無論津田
村ハ所屬ノ権利アルモノナリ何トテ
レハ堺縣所管ノ公租ヲ大坂府又ハ奈
良縣ニテ合併シ之ヲ大藏省ニ收ムル
ノ順序アルナシ其所屬ノ公租ヲ取
集メ之ヲ收ムルニ必セリ今モ亦津田

村役義ニテ公租ヲ堺縣ニ收ルト爲可
ハ津田村ハ所屬ノ公租ヲ取集ルモノ
ナリ既ニ被告ノ説ニ租ハ人ニ取ラス
地ニ取ルナリト依テ堺縣廳ニテモ訣
地津田村ニ有ルヲ以テ租ヲ津田村ニ
取ルモノナリ被告別區所屬所有ト云
自説ト大ニ抵觸セルヲ以テ順序ヲ比
例シテ今爰ヲ論スルモノナリ乍然地

方官ト村町トハ相違アリテ甲村戸長ノ役務ニ関スルハ行政ノ役儀ナリ田地山林ニテ甲村ト云ハ必ス原告辯述書ノ如ク人民含保ノ各目ト云則共有物タル所以ナリ

第二章 山役米立會勘定スルヲ以テ之ヲ所有ナリト云フ説

山年貢勘定ノ義ハ上古ヨリ三宮ノ諸

勘定ト共ニスルヲ以テ例トシタルナリ既ニ古来勘定帖ニ於テモ山役ノ処ニ奥ノ坊又ハ宮守給トテ合等シタルヲ以テ自然習慣トナリテ立會セシメタルモノ也元来山年貢立會スル原由ハ三宮ノ斗葺ノ為ノ年々一度會スルヲ以テ便利上ヨリ其節一日ニ割合取立タルモノナリ立會ニテ勘定スルト否

トハ人民相互之便利ニヨル儀ニテ仮
令地主ト小作人ト立會斗算シタリ共
地主ノ權利ヲ妨害スルトノ義ハ万々
無之モノニテ元来土地山林ヲ所有ス
ルニ如此立會斗算ノ些事ヲ以テ論ス
ヘキモノニ非ス必スヤ公ニ對シタル
証ナリシハ非ス原告年速書ニ於テ明
カ也

第三章 山役ト永荒トハ恣シノ外ニ
アルト云シ又山役ト載テ准持トス
ルナキヲ以テ云々
元田畑ハ各人所有スルヲ以テ勢ト別
筆登記セシムルハ其所有ヲ証スルノ難
シ山役モ永荒モ田畑ノ別筆存ニ登記
スレハ稗雜ニノ區域正シカヲ示ルヲ
以テ田畑ヲシメ上ケ更ニ山役ヲ載ス

山モ亦各人ノ所有スルアラハ必ス津
田村山ハ各人ノ所有ニ非スシテ各村
ノ所有スルモノナレハ官何ッ疎漏ナ
ルヤ果シテ各人ノ所有ニ非ス各村ノ
所有ニ非ルヲ以テ津田村ノ人民ノ齊
シク負荷スヘキ部分ニ山役ト永荒ト
ヲ記載シ之ヲ保護セリ何ッ疑ヲ容レ
ン被吉又曰「山役ト載セテ誰持ト明書

セ入甚分明ナラス云々」凡人民高業上
其他普通ノ事ニ於テモ我帳簿ニ記載
シタルモノ必ス我事トセサルヲ不得
別ニ我姓名ヲ書セス之ニ官ナカル
ヘシ今津田村ノ換地帳ニ代ル地並帖
ニ我村人民ノ共有物ヲ記載シアルニ
特ニ津田村人民持トセサルヲ以テ分
明ナラストノ道理アランヤ官モ亦津

田村人民ノ持ニ非レハ必ス何村人民
持ト別記スヘシ已ニ田畑ニ放テ其例
ニ着ルベシ此別記ナキ以上ハ我帳簿
ニ我事ヲ記載シタルト存シク何リ他
人ヨリ分明ナラストノ説ヲ以之ヲ妨
害スルノ理アラソト所謂被害世間例外
ノ説ナレハ其例外ノ証ヲ立ルニ非レ
ハ原告ニ放テハ決シテ他ニ証ヲ未ソ

クルナリ

第四章 山ノ所属アル其近傍村々ニ
属スル云々

凡山林等其村ニ属スル皆古来録取ナ
クシハアラス也同等ニテハ二里三里
餘ヲ離隔シテ平野ニアル村ニ属シ却
テ其近傍ノ村ニ属セサル山林往々之
アリ何トナレハ談村創立ノ新古又ハ

格別ノ所以アルヲ以テノ故ナリ被告
ノ説堂上ノ論ニテ天下ノ事千差万別
ナリ決シテ概論シ難シ

第五章 各村別區所有ハ天然ノ境界
アル云々

是決シテ不然ナリ已ニ原告所有経田
ノ畷面ノ如ク古来山脉登々トシテ更
ニ別區アルトナシ既ニ又杉藤坂長尾

ノ三村ノ境界ハ津田村田畑アリ是ヲ
以テ者レハ年度ノ長キヲ経テ自然僅
ニ地形ヲ變換シタルモノニテ若天地
自然ノ區畫ナラハ被告三ヶ村ノ境界
ハ津田村田畑ノ飛地アルヲ得サル
ナリ又長尾村ノ原由ハ津田村字廣野
ト云ル如ク隱田有之ヲ以テ正保元年
福岡村後改而長尾村トスヲ創立シタルナリ

已ニ先般被告代言人ヨリ上申ニ長尾
村ハ津田村ノ枝郷ナリト傳ル云々ト
アリ是等ヲ以テ徵スルニ古来一團ノ
山脉ナリ然ルニ被告中古僅ニ地形ノ
變更シタルヲ以テ口実ニ之ヲ實際ナ
リトシ原告ノ權利ヲ妨害セントス豈
得ヘケンヤ又被告ノ説ニ山高ヲ津田
村ハ一結ニシタリト一結ニスルトハ

旧幕府時代ニ甲乙村アリテ一ノ山論
ヲ有ス此山ヲ換地帖其外ニ換スルニ
甲村高何石ニ結ト有之扱ト所謂甲村
ノ所屬所有ヲ証スルノ詞ニシテ山高
ト村高ト換地帖ニ一結ニシタルトノ
詞也天下ノ廣キモ甲乙丙ノ各村所屬
所有ノ分離シタルヲ以テ之ヲ合併シ甲
村ニ新付スルトハ古今決シテ其類例

ヲ聞カテル也被告ノ説如何ナル理由
アリテ然ルヤ恐クハ茫々ノ説ヲ付會
シ談訖ニ答ントス豈得ヘテシヤ

第六章 諸願等自依ニスルト云フ
後前早魃ノ晒雨乞立願スル代ハ津田
村ヨリ久貝ノ陳家ニ申出諸事津田村
ヨリ取斗各村ハ廻達スル定規ニ之ア
リ又羊々穂谷村始松茸ヲ産出スル代

ハ六月晦日津田村ヨリ廻達ヲナシ三
宮ニ會シ留山ニスルカ立込山ニスル
カハ津田村ノ許可スルニ非レハ決シ
テ各村ノ専斷ニ不也又明治四未年
ノ頃三宮持殿普請ノ節モ津田村ヨリ
大工ハ入札申介ケ万端取究ノ方皆津
田村之取斗ナリ

第七章 前条々ノ如リ原告所有所屬

等ハ一々重故アリテ詳明宥合シ決レ
テ疑ヲ容レズ明々瞭々ナリ又小作受
ハ想像ナリト自認シタリトハ決而原
告代言人ノ不知所ナリ

右之通申陳仕候間宜ク御推考ノ上御
裁判奉願候也

明治九年一月七八日

大坂府下カ一大區十六小區

彌後町一丁目十二番地寄留

京都府平民

大藤高敏

堺縣參事兼七等判事

吉田豊文殿

明解書

第一條 三ノ宮ハ津田村宮本タ
ル事

一三ノ宮ハ穂石村近傍ニ在テ津田村
ハ宮本タルナシト是何等ノ謂リ
ヤ此三宮ハ従来津田村宮本ニテ年
中詣入費等ヨリ宮繕ニ至迄万端津
田村ノ取斗ナルナリ既ニ勘定帖ニ

於テモ明瞭ナリ又其証ハ河内国名
所屬繪ニ於テ明カナリ別冊今是ヲ以
觀レハ三宮ハ津田村ニ在リ又宮本
ト称ストアリ宮ハ五ヶ村ノ立會ナ
レバ地ハ津田村ノモノタルヲ以如
此區別記載セリ又弟三号弟四号明
細書ノ中神社ノ部ニ於テモ津田村
山林三宮トアリ果シテ然ラハ詆訛

ノ山ハ津田村所有タルト是コノ確
証ナリ

弟ニ奈 山小作徳米之事

一 小作請山ノ原由ハ津田山廣漠ニシ
テ津田村人民ノ手餘リナルヲ以テ
各村最寄ヘ請ケサシメタレヲ以テ
直ニ小作米ト名付ルモノハ請取ラ
ス又年貢ハ三宮入費ト曰様ノ振合

ヲ以テ混合シ斗算致シ来ル習慣ニ
有之雖然必ス徳米ノアル在リ即野
村ヨリ三石七斗肆田村へ諸取之此
亦一石七斗ハ弟五号ノ通全肆田村
ノ所徳トセリ又二石ハ一般ノ徳ト
スル所以ハ被告村ハ先ノ諸人ナ
リ野村ハ後ノ所取加入ナレハ前ノ
借人ノ徳ヲ減スルノ道理ナルヲ以

二石ハ總高ニ入之ヲ斗算シタルモノ
ナリ

又被告ノ説ノ如ク各村所有ナレハ
穂谷村近傍ニ有之ヲ他村ノ者之ヲ
所取リ其徳米ヲ肆田村へ受取来ル
道理アラシ是其所有ノ証ナリ

又斗撤ト号シ徳米アリ三宮勘定帖
ヨリ一石六斗六升ハ古来ヨリ年々

津田村へ請取来り既ニ年々勘定帖
ニモ斗檝ト認ノ別ニ巨細登記セズ
被告村々ニ放テハ自ラ思慮シテ明
瞭ナルベシ酉年勘定帖ニ放テ特ニ
明カナルハ斗檝米悉皆津田村ノ部
分ニ差引相立津田村へ請取ル分也
トシ是ヲ登記シタリ是即徳米ノ証
拠タル所以ナリ酉年勘定帖ハ第六号

第三條 被告村ノ小作ナルニ付

長尾村一札之事

一津田村ハ山ノ所有者ニアラサレハ
勸進無行等迄山内ニ放テスル時ハ
必ス第一号証文ヲ差入ルニ謂レテ
之普遍山ニ就テノ草木等ノ事ハ一
々地主ニ報セスト雖モ其他ノ事ハ
皆如此地主津田村へ届出タリ又文

中ニ津田山ノ内ニテズ々ノ文アリ
吾カ所有山ナラハ何リ津田山ニ於
テト書スルノ理アラシヤ是現ニ津
田山タルヲ以テノ謂レナレバナリ

第四條 地脉ヲ究シ他境界中ニ

吾カ村領地アル論

一國ハ一團ナリ郡モ村モ一團ナリト
ハ是普通ノ了ニシテ此普通ヲ以テ

強テ一般ニ及シ難シ何トナレハ其
例ハ各因ニ於テ也即ト云アリ飛地
ト云アリ是一團ノ物ニアラス地脉
ノ絶タル他村ノ境界内ニアリテ也
作トハ大ニ差異アリ現ニ杉藤坂長
尾ノ三ヶ村境界内ニ字依山ト云テ
津田村領ノ本田畑アリ又夫ヨリ飛
テ藤坂村内ニ字依山間ト云テ津田

村領ノ畠地アリテ現ニ藤扱人之ヲ
之ヲ作セリ如此陸續其証アル上ニ未
曆ノ何タルヲ問ハスシテ概ニ天然
ノ境界所屬ナリ等ノ論甚其謂ナシ
トス

第五條 津田村所有山ノ明細帖
ニテ明カ也

一 被告村ニ土砂方へ直達アリシ等テ

以テ所有所屬ナリト既ニ第三條ニ
申陳セシ如ク領主ヨリ保護ノ証地換
帖地並ナキカ又授受ノ証ナキ時ハ
何ソ所有ナリト謂ヘケンヤ又沿革
ニヨリ所有スル等ノ曖昧ナル儀ハ
方クアラサル也今之ヲ証スルニ天
保十四年明治二年村方明細帳ヲ官
ニ差セス官モ亦之ヲ領受セラレタ

リ即別冊第四号第五号ニ其要領ヲ
攝撮セシ如ク山高ヲ記シ又東西南
北ノ丁數ヨリ一切ノ事ヲ記列シタ
リ是ヲ以テ地並帖免状等ニ照考ス
レハ津田村所有山タルト官モ亦之
ヲ詳知セラレタリ則該訴必要ノ條
件ニシテコノ明細帳ヲ以テ顯然ナ
レハ敢テ年論ヲ俟クル也

第六條 土砂留ハ山ノ所有ニ関

セサル

一土砂留ハ寛政年度ノ頃ニ始リ施行
セリ夫土砂留ノ事ハ山ニ関セス川
ニ係ルモノナリ山ノアラサル村々
モ川アレハ必ス巡廻之アリテ既ニ
該訴ノ論延近傍村ニ皆川アリテ
此勤ノアルモノ也又水源ノ土砂ヲ

防リ苗ニ谷ノ入木苗ヲ栽ルモアレ
氏所有者モ小作人ニ曰棟ノ下ニシ
テ山ヲ受タル者亦此務アル素ヨリ
当然ナリ然ルニ被告村ヨリ樹木
伐採等土研方へ出セルモノハ所有
者津田村ノ奥印ヲ要スル仕来リナ
ル処近年ニ至リ或ハ道ニ書置差出
タル下モアルカナレ氏是所謂山ノ

利益ニ関スル下ハ小作人ノ隨意ト
シタル迄ニシテ其必要ナル山高所
領等明細書ヲ官ニ上申スル氏ハ悉
皆津田村ヨリ之ヲ届セタリ
三号四号七号ニ明カ
也是等ノ順序アレバ土研方へ直達
アリ氏樹苗ヲ種植シタリ氏何ソ公
ニ對シ義務ヲ尽スト云ヘケニヤ畢
竟土研方ニアリテハ他ヨリ故障ナ

キレハ石樹等ノ許可ハ土砂ニ関セ
シ者ニシテ敢テ所有所屬等ヲ讓ス
ルモノニ非ス此僕ニ至リテハ別ニ
領主アルアリテ之ヲ証スルモノナ
リ島ソ土砂方ヲ以所有ヲ証スルヲ
得ンヤ

右条々ノ通上申仕候尚兩推考ノ上

直御裁判被成下度候也

明治九年二月十四日 大坂下九丁目十番區備後町

丁目二番地寄留

京都府平民

大藤高敏

堺縣七等判事

吉田豊文殿

津田村田戸長

前川近三郎申口

一玄ル明治五年八月中田六區集會日ニ
当リ折藤津田村正意寺ニ於テ藤坂
村戸長藤井又太郎ヨリ山地券請求
ハ如何可致哉相尋候ニ付津田村へ
可申請含ニ有之段相答候處何方証
拠物有之ヤト申候ニ付免状モ所有

罷在旨申聞候處立暇ノ餘ニ有之候
然ルニ副區長藤本与三次即其席ニ
談合居此儀ハ後日ニ廻シ萬ト談合
可然ト申聞候ニ付其意ニ任セ置候
屬其後問モナリ免役ニ相成候儀ニ
有之候但穂谷村ハ三宅栄太郎ヲ指
遣シ山地券ノ儀ヲ差留ル事ハ記聽
不仕候

明治九年三月八日

右

前川近三郎印

津田村戸長

三宅嘉平申口

一玄ル明治五年十月中戸長役拝命仕
六年三四月ノ頃山地券之儀ニ付津

田村正總寺ニ於テ集會之節區長山
中彦太郎ヨリ山地券之儀ニ付テハ
是迄色々談合之次第モ有之候處如
何可致ヤノ旨申聞候ニ付津田村ニ
縁ヲ不離掾致シ置候ヘハ宜キ合ニ
テ地券ハ各村ハ各自ニ申受券向ニ
津田村山役一結之内ト申儀ヲ書入
レ従前之通下草等ヲ焚取可申儀ニ

一日大議仕候

明治九年三月八日

右

三宅嘉平印

交野郡野村副戸長

南耕信代理

中川彦平

中川伊太郎

津田村ヨリ穂谷外四ヶ村へ係ル山
地調訟ニ付御尋問ノ席ニ左ニ申上
候

一 旧来山手貢トシテ米三石七斗ハ津

田村へ相渡タル儀相違無御座候

一 右差出ス次第ハ津田村領山地へ立

入下草ヲ芟取ヲ以テ儀ニ御坐候

一 右芟取場所往古ハ長尾藤坂辺迄立

入タル趣兼居候得共中古ヨリ穂谷
尊延寺西村支配存ト相心得居候猶
又焼谷ノ外谷ノ字ハ幾ツモ有之候
一右三石七斗ツ、差出セル上ハ穂谷
尊延寺村部分存ノミナラス何レノ
部分ハ立入候テモ不苦心得ニ御坐
候

一山地ニ付テ萬覚帳ト表記シタル享

和年度之帖簿有之候

一天保度野村之者穂谷村支配存ハ立
入伐木致シタルニ付一札差入夕
ル儀山地ハ津田村所有ナレト草木
ニ於テハ各村別區支配罷在候旨穂
谷村任申ニ差入タル趣兼知仕居候

右書相違無御坐候以上

明治九年三月十日 右代判

中川彦平

中川伊太郎

答駁元録度消取替一札之弁

元録度安永度ノ両契約書ハ原告津田
村ニ於テ日記モナク消取替ノ本書モ
ナキヲ以再々意取調中ナレモ未タ事
ノ真偽分明ナラス原告ニ在テ真正ノ
証ト見認メサルナリ雖然被告ハ元録
度ノ一札ヲ以テ我カ所有頭懸ナルヲ
奴ニセリトイヘモ決シテ不然依テ今

仮ニ此書ヲ真正ト爲シ被告ノ所有ニ
非ス原告ノ所有ナリト答對セン

第一假津田藤坂杉穂谷尊延寺

此五ヶ村立會山地論之儀云

久

此假ニ當時訂訟之題目也然共此立會
山トアルヲ以テ此書札ノ全條ヲ確定
スヘカラス何トナレハ爰ニ原告ハ預

金穀ノ題目ヲ以テ訴ト雖氏其預リ申
貸借カハ確定セサル也依テ立會山ト
アレト決而不然ノ道理アリ當時尊延
寺穂谷西村ヨリ立會山ナリトノ論ヲ
起シタリト見ユ

雖然地論ト云テ決而動カスヘカラス
預ケト貸借ト原被告ハ供ハ符合セス其
ト此金穀ト云ニ到リ爰セサルナリ
物件ノ名目ハ変スルナキハ明也然

ルニ被告ハ曩キニ五ヶ村互ニ立會ナ
リ柴草ヲ苜取ル其山地論之儀ト云
トナリト云ヒ其末尾ヲ結リス唯漢然
年貢ノ割付云ノ点ヲ以テ自所有ナリ
ト証セリ是甚其當ヲ得ナル辭紙也依
テ地論ノ二字ヲ深ク着意シテ此一札
ヲ辭スヘシ結弓ハ第四段ニ明也

第二段今度於京都御奉行所被

遂御詮議右山年貢十七石六

斗五升津田村高ニ結有之云

々

此段ハ當時奉行所ニ於テ取調タル但
十七石六斗五升ハ津田村高也ト云
フニシテ被告ハ高ヲ津田村ニ結
ルモノ如シタル決シテ数村ノ高ヲ一
集合シタルフニハ非ス一結トハ十七

石籙ノ高ハ津田村高ハニ結有リテ津
田村ノ高ハ山也ト云当時取調ノ詞ナ
ルヲ明也夫田畠山林ハ各村之所有シ
得ハキモノ也又所有スル村ハ其高ヲ
有シ得ハキ也及令領主コトナリト雖
凡一村中領主ノ数ヤアル如キハ間々
其例アル也何ノ差支アリテ各村ノ山
高ヲ津田村ニ附加シタルヤ果シテ津

田村ハ所屬所有ノ權利アルヲ以テ高
ハニ結ヒアルノ所以也

第三段物成ハ五ヶ村家別ニ割

付六十年餘以來津田村ハ取

集候云々

此段ハ物成ハ五ヶ村家別ニ割付ルト
云ハ所有者津田村ヨリ割付ケタルヲ
ニシテ津田村ヨリ官ニ對セハ公租也

被告ニ對セハ小作米也六十年津田村
ニ取集ルト云ハ割付ケ取立テ而シテ
津田村ヨリ官ニ收ムル之所有者ノ義
務ト權利トヲ行フモノ也被告ハ六十
年以前ハ取集ノ可リシトハ何ニヨリ
悦ヲ立ルヤ畢竟臆測ノ甚キノニノ当
時取立タル証拠ノ徴シタル丈ケノ年
数ヲ記載シタルコト明也又被告ハ年

貢ヲ直ニ割付ケタリトテ大ニ悦ヲ立
ルトイヘ凡新田畠ホニテ利益ノ薄キ
所有者モ間々アル例也又談山ノ如キ
土砂畠ホノ勞務ニ堪ヘサルヲ以テ他
人ニ貸与ヘ義務ヲ蹈シノ其利ヲ占有
セシムル例モ亦アリテ所有者ハ其已
レニ餘レルヲ貸与ヘ義務ヲ代理セシ
ノ小作人ハ已ニ魚キノ利ヲ占有シテ

換ルニ義務ノ代理ヲナス是也。拳兩得
ニメ如此自然ノ仕来リアル所以也又
其利ノ有ト魚キトヲ以テ所有ト所有
ニ非ルトヲ論スヘカラス現ニ所有者
ノ損アル田畑ホモ同々例アリ況ヤ詎
作其徳益アルニ於テヲヤ

弟四段津田村可為山平之音蒙

御裁行候云々

此段ハ曩キニ立會山地論ト云テ想括
シタル也即立會トハ立宅ノ下ニ取
シテ山地ハ津田村ノ本主タルヘシト
ノ義也被告ハ此山本ト云フ俟テ種々
注解シテ「オモ」ト訓シ漠然ニ附セリト
イヘ凡本トハ末ニ對シ必ス根本本主
タルノ謂レナレハ山ニシテ根本タル
モノ果シテ何物ナルヤ畢竟所有者ニ

非スシテ何リヤ

又再ヒ悦ヲ立シ被告ハ先キニ地論ト
云又爰ニ其持主ハ判然セサル也然共
年貢割付ニ於テ明也ト云而シテ地論
ノ二字ヲ錯ハス凡ソ契約書ハ順次ニ
其意味ヲ講スヘキハ天下ノ公法ニシ
テ斯ノ措置轉倒シテ辭釈スヘキモノ
ニ非ス初ノニ題目ニニ取調ノ順序ト

山高トニニニ公租取集上外ノ順序四
ニコノ地ハ何レノ所有タリト錯ヒタ
ルモノニシテ如次平穩ニ順次講明ス
レハコノ弟四段ニ於テ津田村所有タ
ル下明也依テ弟五段ニハ之ニ及シ立
木云ミテ別記シタリ次條見合然ルニ被告
ハコノ要領ヲ段落中ニ漏シ只山本ノ
ニ字ニ付テ到於津田村年貢上納スル

故ニ山本ノ刃モタルモノト而已并シ
タリ果シテ津田村山「刃モ」タルモノト
レハ被告各村ハ何ノ為ニ各力独自ノ
位置ヲ退キ津田村ニ一ホ上ヲ踏マシ
ノタルヤ何ノ差支アリテ公祖ヲ津田
村ニ頼レタルヤ又コノ權利ノ上ホナ
ル津田村ハ果シテ何者ナルヤ被告思
量シテ明瞭ナルヘケレハ爰ニ贅セシ

ル也又一步ヲ退テ之ヲ証セン原告所
有ノ説ヲ非ナリトシ第一段ノ立會山
地論ト云フニ附テ論セハ立會トハ彼
斯共ニスル儀ニシテ一己ノ物タラス
然ルニ被告ハ別區所有ナリト云ヘリ
其別區ナル山高ヲ如何ナル原由アリ
如何ナル証佐アリテ然ルヤ必ス實際
ナキ事件ニ於テハ其証ヲ徴シ不能ハ

明也又初メハ共有ニシテ中頃之ヲ別
區シタリト云ハハ何人ノ許可カ何村
ノ協議ニヨリ之ヲ分離セントノ証ナ
リンハアラス又十七石ノ高一筆ナル
ヲ人民ノ協議上ヨリ分ツヘカラサル
トハ旧幕府時代一定ノ法ナレハ及令
實際分離シタリトモ其頃法律上ニ於
テ知ナキモノナリ況ンヤ其証ナキニ

於テチヤ如此分折セハ被告別區所有
ニ非レハ果シテ原告所有ナリト云ニ
歸ヒ可ルヲ得ス

弟五段立木下草ハ古来ヨリ五
ヶ村立會ニ無紛候ヘ共云ハ
此一段ハ七着目スヘキ処ニテ第四ニ
津田村ハ山ノ本主ナリト判斐アリタ
ルヲ以テ特ニ此段ヲ税ケ地ハ津田村

ノモノナレ共立モハ立會ニシテ即前
段ノ及對ヲ示セリコノ書契約趣意ノ
アル処ハ此段以下ニアリテコノ以前
ハ裁決ノアリタル順序ヲ出シタルモ
ノ也其趣意ハ如何トイヘハ裁決ハア
リタレモ立モハ立會ニシテ研留ハ省
ス又シ云ト道フノ意味ナレハ^不下
ルニ付テ見 別段津田村山ナリトノ裁決

ナルト明也又コノ立モ下草立會トア
ルハ被告村ニノ部外ニアリテ云フ
ニシテ原告部外ニテハ現ニ之ヲ為サ
シメス是津田村所有者ノ徳益ナル所
也

第六段第七段之事

是亦ノ段ハ前条々通貫ノ明瞭ナレハ
爰ニ贅セス乍保村勝手ト云フ最肝要

ニシテ村勝手自己ノ隨意ト云傳ニハ
非ス村ノ最寄ト云意味也
爰ニ放テ各村別區所有ナラサルヲ明
也若當時境界アレハ村勝手ノ通り扱
ノ文字ヲ用ヒスシテ村持ノ分トカ所
有地ノ分トカ何様ノ分明ナル文字モ
アルヘシコノ村勝手ノ字最モ着眼ス
ヘキ也

前条ニ被告ノ説范乎トシテ契約書中
ノ意趣ヲ失シ假測ニセタルヲ最モ夥
多ナリ及令コノ一札ヲシテ真正ナラ
シムルモ被告所有ノ証ニハ毫モ立カ
タシ又長尾村ノ如キハコノ時代関係
ナク中古沿革ニヨリ所有スルトハ尋
強モ又甚シク土地山林亦自然ニ所有
シタリトノ一ハ兒童タモ之許スハカ

カラス殊ニ亦尊延寺穂谷ノ西村ニ証
アリテ外村ニハ証書ノナキハ最モ詩
ルヘキトニメ彼西村部内ノミニ限り
テ他關係スヘキモノニ非ルモ置ルヘ
カラサル也

右之通ニ御坐候間寫卜御の察之上御
裁断奉願候也

明治九年四月五日

大坂府下第一大区十六小区

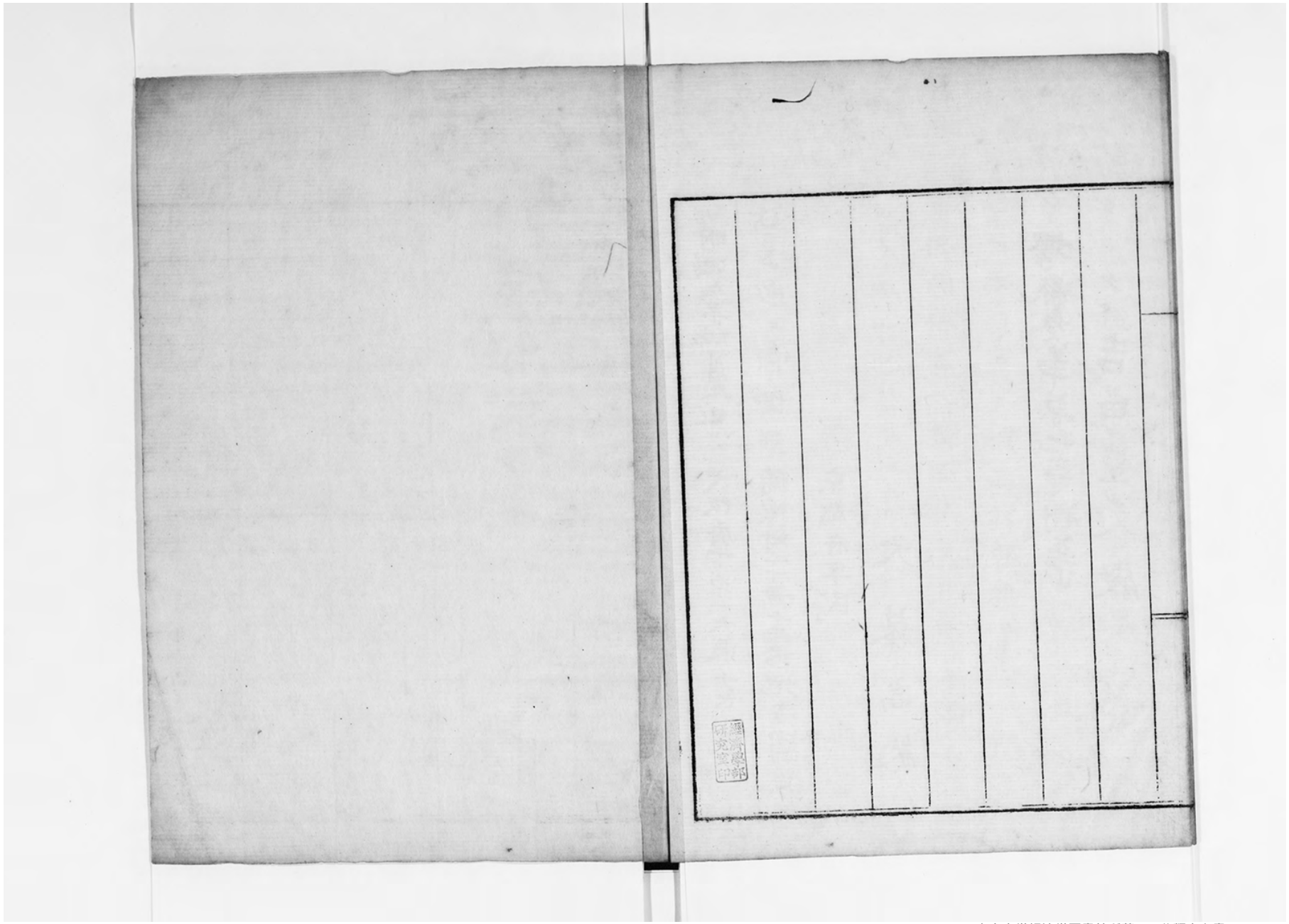
筒後町二丁目十二番地寄留

京都府平民

大藤高敏

堺縣参事兼七等判事

吉田豊文殿



紙

26